

## 契約方法見直しの要点

### 一般家庭などのお客様へ

新たな契約方法によって、形式的には契約関係が変わることになりますが、お客様にとって、実務面では特段変わることはないので、引き続きセンターをご利用いただきますようお願いいたします。

### 民間企業等のお客様へ

- ・民間企業等のお客様はフリーランス法上の「業務委託事業者」となります。
- ・消費税の課税関係は、お客様と会員との間で成立することになるため、お客様は、料金のうち会員業務委託料に含まれる消費税額分を仕入税額控除することができなくなるため、その分新たな税負担が生じることになります。  
また、会員に対する就業条件の明示(フリーランス法第3条関係)については、シルバー人材センター利用契約を締結することで、センターが責任をもって履行いたします。
- ・会員が消費税免税事業者であるため、会員業務委託料分について仕入税額控除ができなくなりますが、消費税の免税制度については、小零細事業者(会員)への配慮措置であることについてご理解をお願いします。

※ 発注者が消費税の簡易課税制度を選択している場合、新たな納税負担は生じません。